

平成29年度第11回南関町農業委員会会議録

平成30年2月9日(金)
午前9時43分開会
南関町役場第一会議室

一、開会宣言

二、議事日程

1. 開 会

2. 農業委員憲章朗読

3. 会長挨拶

4. 議事録署名人の指名

7番 荒 木 茂 君

9番 北 原 照 代 君

5. 議 事

第35号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第36号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第37号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第38号議案 農地利用集積計画の承認について

第39号議案 非農地化について

第40号議案 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見の聴取について

6. その他

7. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。(9名)

副会長 竹島 久利 君

2番 荒木 勝治 君

4番 矢野 房幸 君

6番 山本 精武 君

9番 北原 照代 君

1番 松本 泰典 君

3番 釘崎 眞貴子 君

5番 原 靖 君

7番 荒木 茂 君

四、欠席委員は次のとおりである。(2名)

会長 松村 公正 君

8番 田崎 芳憲 君

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

事務局長 寺本 藤雄 君

書記 上田 賢 君

平成29年度第11回南関町農業委員会会議録
議事の経過

-----○-----

開会 午前9時43分

1. 開会

○事務局長（寺本 藤雄君） 起立。おはようございます。

では時間がまいりましたので、ただいまから平成29年度第11回の総会を開催いたします。

本日は8番、田崎委員が欠席でございます。又、杢村会長が体調不良のため、出席ができません。南関町農業委員会会議規則第16条により、議事の進行につきましては、竹島副会長にお願いいたします。

本日11名中9名になりますかね、9名の出席でございますので、総会が成立することをご報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員憲章朗読

○事務局長（寺本 藤雄君） それでは、農業委員憲章朗読を2番、荒木委員さん、よろしくをお願いいたします。

○2番（荒木 勝治君） （農業委員憲章は省略）

○事務局長（寺本 藤雄君） はい、ありがとうございました。

-----○-----

3. 会長挨拶

○事務局長（寺本 藤雄君） それでは、会長挨拶でございますけれども、この部分は省略したいと思います。

よろしくをお願いいたします。

発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならないとなっています。携帯につきましては、電源を切られるか、マナーモードにされますようお願いいたします。

それでは、竹島副会長、よろしくをお願いいたします。

-----○-----

4. 議事録署名人の指名

○副会長（竹島 久利君） 本日は会長不在でございますので、代理として私が進行をさせていただきます。

それでは、議事に入ります。

それでは、議事に入る前に議事録署名人を指名いたします。1番、松本委員、9

番、北原委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

-----○-----

5. 議 事

○副会長（竹島 久利君） それでは、議案審議に入ります。本日は経済課、農政課より議案第40号に関して、説明の2名の方に参加いただいておりますので、議案審議を変更して行います。

最初に第40号議案について審議を行いたいと思いますので、よろしくご意見を申し上げます。

第40号議案、「農業経営基盤の強化の促進に関する根本的な構想の変更に係る意見の聴取について」を議題とします。

経済課より内容の説明をお願いします。

○経済課（安永 豪君） 農業経営基盤強化促進法に基づく市町村基本構想の見直しについてということで説明させていただきます。

座らせて説明させていただきます。

私が経済課の農政係の安永といいます。

まず、農業経営基盤強化の促進に関する根本的な構想とはというところではありますが、こちらのほうがですね、農業経営基盤強化促進法第6条というのに規定されてまして、市町村がその基本構想を定めることとなっております。都道府県、熊本県でこの促進に関する基本方針というのが作られるんですが、それに則した形で市町村が作るようになってます。

こちらの基本構想になりますが、こちらはですね、市町村における効率的かつ安定的な農業経営の指標や、これらの農業経営を営むものに対する農用地の利用集積などを定めてるものになります。

こちらのほうがですね、熊本県が作成する基本方針のほうが変更になりましたので、それに準じて南関町のはですね、基本構想も変更する、見直しするということになりました。見直ししてる部分については、先日お配りしている資料の中で、二重線の箇所は削除、赤字ですね、赤字のところに関しては加筆修正を行ってものになります。

熊本県がですね、作っているその基本方針なんですけど、変えられたということなんですけど、それに関してですね、それで南関町の基本構想が変更するということは特にございませんでした。では何で今回見直しということになったかということ、もともとすべきものがですね、記載されているべきものがちょっと抜けているようなところがありましたので、そちらのほうを加筆と修正を行ってます。こちらについて特段その基本方針が変更することによって何か作業が増えるわけではなくて、

今までどおり作業をやっていたものなんですけど、その文言が抜けていたところを修正してる形になります。こちらについてちょっと承認をしていただきたいと思います。以上です。

○副会長（竹島 久利君） ありがとうございます。

第40号議案、農業経営基盤強化推進に関する基本構想の変更の1件でございます。

経済課からの説明が終わりましたが、何かご質問ございますか。

何かありませんか。

（なしの声）

○副会長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決いたします。

第40号議案について、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○副会長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第40号議案は、原案どおり承認されました。

それでは、経済課職員は公務がありますので、ここで退席をいたします。よろしくをお願いします。（承認ありがとうございましたの声）

それでは、引き続き議案審議に入ります。

第35号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局で内容の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。

第35号議案、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転の許可申請についてご説明いたします。

1番、受付日、平成30年1月12日、申請番号168号、譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおり、売買による所有権移転となります。

事務局からの説明は以上です。

○副会長（竹島 久利君） ありがとうございます。

第35号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請1件でございます。

ただいまの説明に関連し、現地調査に出向されました委員より補足説明をお願いします。

4番、矢野委員をお願いします。

○4番（矢野 房幸君） はい、4番、矢野です。

2月5日、事務局、それから推進委員の島崎さんと午後より現地確認に行っていました。現地は添付してあるこの写真の1枚目ですね、〇〇〇に行く途中にな

りますけど、この〇〇〇から約200mぐらいの右側に現地はなります。去年は稲作をしてあり、何ら問題はないと思います。審議よろしくお願ひします。

○副会長（竹島 久利君） 委員の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

（なしの声）

○副会長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第35号議案について、原案どおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○副会長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第35号議案は原案どおり決定いたします。

続きまして、第36号議案、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） はい。事務局よりご説明申し上げます。

第36号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請についてご説明いたします。

1番、受付日、平成30年1月5日、申請番号166号、土地の所在等は記載のとおりです。転用の目的は、宅地、貸家建設です。

事務局からの説明は以上です。

○副会長（竹島 久利君） はい、ありがとうございました。

第36号議案、農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請1件でございます。

ただいまの説明に関連し、現地調査に向かれました委員より補足説明をお願いします。

4番、矢野委員をお願いします。

○4番（矢野 房幸君） 4番委員、矢野です。

2月の5日に事務局、推進委員の島崎さん、3名で現地確認に行つてまいりました。現地はですね、〇〇〇公民館の手前約100mぐらいの右側になります。周辺は農地等もありませんので、何ら問題はないと思います。審議よろしくお願ひします。

○副会長（竹島 久利君） ありがとうございました。

事務局、委員の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

（なしの声）

○副会長（竹島 久利君） ないようでございますので採決いたします。

第36号議案について、原案どおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○副会長(竹島 久利君) 異議なしと認め、第36号議案は原案どおり許可相当であることに決定いたします。

続きまして、第37号議案、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局(上田 賢君) はい、事務局よりご説明申し上げます。

第37号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請についてご説明いたします。

1番、権利の種類は所有権移転、受付日、平成30年1月24日、申請番号174号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおりです。転用の目的は、宅地、貸家建設です。

事務局からの説明は以上です。

○副会長(竹島 久利君) はい、ありがとうございました。

第37号議案、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請1件でございます。

ただいまの説明に関連し、農地現地調査に出向されました委員より補足説明をお願いします。

5番、原委員をお願いします。

○5番(原 靖君) 5番の原です。

2月5日に中河原さんと事務局の上田さんと私の3名で現地を確認にまいりました。場所は写真○○○交差点ですが、○○○の方向に行くと右側になりますが、ここは隣が家が建っておりますし、後ろというか東側のほうが畑とか田んぼですが、ここは段差が5mぐらいありまして、影の問題もなく、排水のほうも下水が通っておりますので、何の問題ないと思われました。審議のほどよろしく願いいたします。

○副会長(竹島 久利君) ありがとうございました。

委員の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。ありませんか。(はいの声) はい、北原委員、お願いします。

○9番(北原 照代君) ……これは宅地ですけど、何戸ぐらい建つんですか。2戸ですか。

○事務局(上田 賢君) 貸家をですね、2棟建てられる予定になっております。建物としては1戸建てが2戸です。

○副会長(竹島 久利君) 他にありませんか。

○9番(北原 照代君) すみませんこうやって2戸建つんですけど、これは借り手は決まるとるわけですか。もう入る人が。

○事務局（上田 賢君） いいえ、借り手は決まってないと思います。建屋を建てて募集をされるということです。

○副会長（竹島 久利君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○副会長（竹島 久利君） それではないようでございますので採決をいたします。

第37号議案について、原案どおり設定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○副会長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第37号議案は原案どおり許可相当であることを意見決定いたします。

続きまして、第38号議案、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。

第38号議案、農地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

1番、利用権の種類は賃借権、土地の所在等は記載のとおりで面積は1,360㎡、期間は6年です。

2番から4番は同一の申請になります。

利用権の種類は賃借権、土地の所在等は記載のとおりで、合計面積は6,507㎡、期間は5年間です。

5番、利用権の種類は賃借権、土地の所在等は記載のとおりで、土地の面積は1,203㎡、期間は6年間です。

6番から8番は同一の申請になります。

利用権の種類は賃借権、土地の所在等は記載のとおりで、土地の面積は2,430㎡、期間は6年間です。

9番と10番は同一の申請になります。

利用権の種類は賃借権、土地の所在等は記載のとおりで、合計面積は1,966㎡、期間は5年間です。

11番、利用権の種類は使用貸借権、土地の所在等は記載のとおりで、面積は485㎡になります。期間は5年間です。

12番と13番は同一の申請になります。

利用権の種類は使用貸借権、土地の所在等は記載のとおりで、土地の面積は3,129㎡、期間は5年2カ月です。

14番、利用権の種類は使用貸借権、土地の所在等は記載のとおりで、面積は1,489㎡、期間は5年2カ月です。

15番から25番は同一の申請になります。

利用権の種類は使用貸借権、土地の所在等は記載のとおりで、合計面積は8,906㎡、期間は5年です。

26番、利用権の種類は使用貸借権、土地の所在等は記載のとおりで、土地の面積は2,371㎡、期間は10年です。

27番と28番は同一の申請になります。

利用権の種類は賃借権、土地の所在等は記載のとおりで、土地の面積は2,477㎡、期間は10年、中間管理事業です。

29番、利用権の種類は賃借権、土地の所在等は記載のとおりで、面積は1,804㎡、期間は10年、中間管理事業です。

30番、利用権の種類は賃借権、土地の所在等は記載のとおりで、土地の面積は1,101㎡、期間は10年、中間管理事業です。

31番から36番は同一の申請になります。

利用権の種類は使用貸借権、土地の所在等は記載のとおりで、合計面積は9,354㎡、期間は10年、中間管理事業です。

37番と38番は同一の申請になります。

利用権の種類は使用貸借権、土地の所在等は記載のとおりで、合計面積は1,059㎡、期間は10年です。

事務局からの説明は以上です。

○副会長（竹島 久利君） ありがとうございます。

第38号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地の利用集積計画15件でございます。

事務局からの説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

はい、1番委員。

○1番（松本 泰典君） 1番、松本です。

27番から38番まで、（何番までの声）36番までは、借り手さんは決まっておりますか。

○事務局（上田 賢君） はい。この中間管理事業でですね、公社のほうに貸し出されたあと、もう借り手も決まっていますので、そのあとは県のほうで配分計画を報告されるような形になっております。

○1番（松本 泰典君） はい、わかりました。

○副会長（竹島 久利君） 何か他にございませんか。

（なしの声）

○副会長（竹島 久利君） ないようでございますので採決をいたします。

第38号議案について、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○副会長(竹島 久利君) 異議なしと認め、第38号議案は原案どおり承認されました。

続きまして、第39号議案、耕作放棄地の農地、非農地の判断についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局(上田 賢君) はい、事務局よりご説明申し上げます。

第39号議案、耕作放棄地の農地、非農地の判断についてでございます。

提案理由は、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断基準に基づき判断したもので、本会への審査を求めるものであります。

なお、本会の審査の結果「非農地」に該当すると判断した場合には、その所有者に対し、「非農地通知書」を、県、法務局等の関係機関に対し、非農地通知一覧表を送付するものであります。

今回提出いたしますのは、別紙資料で提出している206筆です。

内容を説明いたします。非農地一覧表をご覧ください。

非農地にするのはですね、小原地区が56筆です。面積は49,091㎡、東豊永地区149筆117,999㎡、合計の205筆、167,090㎡でございます。調査の結果を一覧表に記載しております。

現況といたしましては、竹、雑木等が確認されたところです。

非農地の判断基準としましては、耕作されてない状況が続いたことにより、森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地205筆、調査の結果、農地に該当しないとすることが適当と判断いたしました。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○副会長(竹島 久利君) ありがとうございます。

事務局より説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

はい、1番、松本委員。

○1番(松本 泰典君) 1番の松本です。

これ一覧表になつとつとは、ここは農振地以外というあれはなかつですか。

○事務局(上田 賢君) はい、農振地も入っております。

○1番(松本 泰典君) 入つとつと。(はいの声) 農振地も非農地化でできるわけね。

○事務局(上田 賢君) はい、農振地のところに関しましては、経済課のほうに確認を行ってまして、影響がないなどの回答をもらってますので、問題ないとされております。その後、非農地化したあとでもですね、その農振に入っている状態という

のは継続されますが、今後その除外手続きというのは、経済課のほうで行うという形になっております。

- 1番（松本 泰典君） その非農地化というのは除外するわけでしょう。
- 事務局（上田 賢君） いいえ、非農地化というのはですね、現況が農地には復元不可能なところを、農地台帳のほうでは農地として扱わないですよという手続きになります。
- 1番（松本 泰典君） ただ農振地はそのままになるわけ。
- 事務局（上田 賢君） 農振地のところに関してはそのままになります。今までの非農地化したやつ、今年度何筆か非農地化した分がありますけれども、そちらに関してのうち農振に入ってるのはですね、この次の全体見直しのなかで除外の手続きを進めるというふうに伺ってます。
- 1番（松本 泰典君） 農振地を抜きたいということになれば農振地は外れるわけですか。
- 事務局（上田 賢君） その後の手続きで外すという形になります。一応その農振の中に入ってるのはですね、農地だけじゃないんですよ。区分としては農地、農業用施設用地、これは道路とか水路とかも含むんですけども、そこも含みますので、そのこのところのうえで農振担当のほうで判断するような形になります。
- 1番（松本 泰典君） 悪くとればですたい、ならそこを農振地に入とつところを荒らかして、抜くこともできるわけですか。
- 事務局（上田 賢君） 極論言うとそういう可能性もありますけれども、例えば、通常農振から除外できるところ、すみません、私は担当じゃないので正確なところではないんですが、例えば縁辺部といわれる端のほう、例えば山際のところとかですね、そういった形で山が広がってきたりして農地復元不可能なところとかに関しては、その後除外することになるかと思いますが、例えば農振の真ん中にあるというようなところに、今、松本委員がおっしゃったように、例えば極論、木を植えたりして復元不可能な状態に持っていったとしても、そこは農振地に入ったままになると思います。そこを農振から除外して、例えば転用が可能になった場合には、周辺の農地への影響というのは当然でできますので、そういったところに関しては、全体の見直しの中でも除外をしないような形になるというふうに伺っております。
- 1番（松本 泰典君） 悪くとるならそういった方法も。
- 事務局長（寺本 藤雄君） そういったところは非農地化しません。この総会の議題にあがりませんので。
- 1番（松本 泰典君） わかりました。
- 副会長（竹島 久利君） その他何かございませんか。

(なしの声)

○副会長（竹島 久利君） ないようでございますので採決をいたします。

第39号議案について、非農地に判断することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○副会長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第39号議案は、非農地に判断することを意見決定をいたします。

-----○-----

6. その他

○副会長（竹島 久利君） 続きまして、その他の報告事項でございます。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） 23日に予定しております農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんの合同研修会についてですが、以前お知らせしておりましたとおり、1時半からですね、熊本市の市民ホールのほうで開催されます。バスの乗り合わせのほうで行かせていただきたいと思うんですが、一応うから館の駐車場とですね、南町民センターのほうの駐車場のほうで集合していただいて行きたいなあというふうに思っております。南町民センターのほうにですね、11時45分、うから館は11時半に出るような計画でいきたいと思えます。それと、皆さん、昼食のほうはおとりになって来てください。この人数で昼食の場所を考えると結構大変なので、ちょっと早いですが。

皆さんどちらで乗られますか。一応確認ですけど、南町民センターで乗られる方。(会長はの声) 会長はまた別に、欠席の方は別です。はい、ありがとうございます。

当日は、欠席の場合はですね、事前にご連絡をいただけるようお願いいたします。

以上で終わらせていただきます。(これは推進委員さんはおんならんねの声) 推進委員さんはまた別にこちらからご連絡をいたします。(一緒に行くとの声) 一緒です。

○副会長（竹島 久利君） ほかに何かご質問、ご意見ございませんか。

(なしの声)

○副会長（竹島 久利君） ないようでございますので、お諮りをいたします。

本日の決議事件等の字句の整理を議長に一任していただきたいと思えますので、異議ございませんか。

(異議なしの声)

○副会長（竹島 久利君） 異議なしと認め、処理することにいたします。

皆さん方、慎重審議ありがとうございました。これをもちまして議長の席を降ります。

-----○-----

7. 閉 会

○事務局長（寺本 藤雄君） はい、ありがとうございました。では起立をお願いします。これをもちまして、第10回の農業委員会総会を閉会いたします。大変ありがとうございました。

-----○-----

閉会 午前10時16分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人